基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
基	基本目標1 男女平等の実現に向けた社会環境を整備する					
1 社会 環境 整備	1 意識 啓発	01	広報の手引きの修正と活用	「広報活動の手引き」を見直し、各課に周知を図り、研修など での活用を検討します。	9月末までに「広報活動の手引き」を見直し、各課に周知を図り、研修などでの活用を検討します。	広報課 市民活動推進課
1 社会 環境 整備	1 意識 啓発	02	メディア・リテラシー(情 報読解能力)の学習機会提 供	メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力を 養うための学習機会などを提供します。	・「booksウィルで見つけた本」において、メディア・リテラシーの特集と関連本の紹介を行い、意識啓発を図ります。	市民活動推進課
1 社会 環境 整備	1 意識 啓発	03	ウィルながおかフォーラム の開催や情報誌の発行	市民公募委員との協働で、ウィルながおかフォーラムの開催や 女性生活史、情報誌あぜりあの発行を行い、広く市民への意識啓 発を行います。	・ウィルながおかフォーラムの開催(メーンイベント1回、分科会 2回)や、情報誌あぜりあを発行(年度末、1回)します。	市民活動推進課
1 社会 環境 整備	1 意識 啓発	04	中央公民館・教育活動事業	家庭教育では、家庭の教育力を高めるための親も育つ子育てセミナー、高齢者教育では、親睦と交流等を図るための趣味の教室、地域人材教育では、地域リーダー育成のための生涯学習推進大学などを開催します。	・〔親も育つ子育てセミナー〕幼児期コース、児童思春期コース、親子ふれあいコースの計3コース、のべ23回の講座 ・〔趣味の教室〕13講座23コース ・〔生涯学習推進大学〕第6期生2ヵ年カリキュラムの第2年次として15講座 を開講します。	中央公民館
1 社会 環境 整備	2 学校	05	小・中学校の児童生徒への 男女共同参画学習	学習指導要領に基づき、小・中学校において児童生徒の発達段 階に応じて、学校教育全体の中で男女共同参画学習を行います。	・市立学校において、児童生徒の発達段階に応じて男女平等、男 女共同参画に関する授業を実施します。	学校教育課
1 社会 環境 整備	2 学校	06	小・中学校の教職員を対象 とした男女共同参画を含む 人権教育に関する研修	小・中学校の教職員を対象に、男女共同参画に関する内容を含む人権教育の充実に向けた研修の工夫を図ります。	・全市立学校の教職員を対象とした人権研修会を年1回実施した 後、各学校の実状に応じて指導主事を派遣します。 ・全市立学校において人権に関する校内研修を年1回以上実施し ます。	学校教育課
1 社会 環境 整備	2 学校	07	幼児への男女共同参画学習	幼児を対象に、固定的な性別役割分担意識を植えつけることのないよう幼児教育及び保育を行います。職員の意識啓発を園内研修などで高めていきます。	・保育士が男女平等等推進関連項目に関する研修会や講座に参加 し、園内研修や職員会議等での情報共有に努めます。	保育課
1 社会 環境 整備	2 学校	08		保護者を対象に、男女がともに育児参加できる意識啓発を行う とともに、男女共同参画の視点を持った行事などの企画、運営に 配慮します。	・児童の保護者を対象に、家庭における幼児教育の資質向上のため、幼児家庭教育講座を開催し、保護者の家庭教育に対する意識高揚に努めます。	保育課
1 社会 環境 整備	3 審議 会等	09	政策方針決定過程への女性 参画割合向上	市の審議会・委員会などにおける女性の登用割合を高めます。	・各審議会等の委員委嘱等起案の合議時に確認を行い、30%未達成の場合には、目標達成に向けた取組を求めます。 ・全庁的に女性登用について働きかけを行い、継続して意識喚起を図ります。	市民活動推進課
1 社会 環境 整備	3 審議 会等	10	女性職員の管理職登用の推 進	人事考課制度による職務能力・勤務実績に基づいて、女性職員 の管理職への登用を更に推進します。	・人事考課研修を定期的に実施し、職務能力・勤務実績に基づく 人事考課制度を維持推進します。	人事課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
1 社会 環境 整備	3 審議 会等		自治会役員への女性の参画促進	町内会活動における意思決定過程への女性の参画を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	・町内会長名簿により、町内会における女性役員を定期的に把握するとともに、町内会に男女共同参画について周知し、意識啓発を図ります。	市民窓口サービス課
1 社会 環境 <u>整備</u>	3 審議 会等		コミュニティでの女性の参 画促進	コミュニティ活動における意思決定過程への女性の参画を促進 するため、意識啓発などの取り組みを行います。	・地域への依頼文送付時に女性の登用を促進するよう意識啓発を 行います。	市民活動推進課
1 社会 環境 整備	3 審議 会等	13	防災分野での女性の参画促 進	防災分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、 意識啓発などの取り組みを行います。	・男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の推進について、自 主防災会を対象とした研修会等において意識啓発を行います。	危機管理防災本部
1 社会 環境 整備	3 審議 会等	14	農業分野での女性の参画促進	農業分野における意思決定過程への女性参画を促進するため、 意識啓発などの取り組みを行います。	・関係機関等が実施する研修会、セミナー等への参加を促し、意 識啓発と学習機会の増加を図ります。	農政課
1 社会 環境 整備	4 企業 等	15	事業者などでの女性の参画 促進	県や商工会議所などと連携し、ハッピー・パートナー企業登録 を促進するため、意識啓発などの取り組みを行います。	・パネル展の開催等により、ハッピー・パートナー企業登録の周知と、意識啓発を図ります。(H27.5.31現在、市内登録81社)・ワーク・ライフ・バランス講演会において、ハッピー・パートナー企業から取組事例を発表してもらうことで、他社の登録促進を図ります。	市民活動推進課商業振興課
1 社会 環境 整備	5 農林 水産	16	活き活き農らいふ支援事業	女性の新しい視点を取り入れた取り組みや、長岡ならではの商 品開発・販売手法などの創出を支援します。	・起業に繋がる研修会やセミナー等への参加を促すとともに、女性ならではの視点を取り入れたアグリビジネスの創出を活き活き 農らいふ支援事業等により支援します。	農政課
1 社会 環境 整備	5 農林 水産	17	家族経営協定の締結促進	農業普及指導センターなどと連携し、女性の経営参画促進を目 的として、家族経営協定の必要性の意識啓発などの取り組みを行 います。	・補助制度の周知と合わせて家族経営協定の制度を周知します。 家族経営協定に女性が積極的に参加し、農業の担い手として活躍 できるよう推進し、女性農業者を育成・支援します。	農政課
1 社会 環境 整備	6 防災		平日日中の災害発生時のシ ミュレーション事業	平日日中の災害に備えるワークショップと防災訓練を男女共同 参画の視点で行い、地域の防災力向上を図ります。	・災害発生時の女性や高齢者の不安や必要な備えについて、自主 防災会等からの要望に応じてワークショップ及び防災訓練を行い ます。 ・防災分野における女性の防災リーダー育成に向けて、現存の女 性リーダーへのヒアリングを行います。	危機管理防災本部 市民活動推進課
1 社会 環境 整備	7 健康	19	ながおかヘルシープラン21 推進事業	男女がともに、市民のありたい姿「人とひと輝く笑顔がはぐくむ健康なまちながおか」を実現するため、具体的な健康目標を設定し、その目標の達成に向けて市民、地域、行政が連携しながら、健康づくりに取り組みます。	27の関係機関、23関係課の158の事業がながおかヘルシープラン 21の重点取り組み事業に位置づけられている。10月に進捗状況調 査を基に関係機関連絡会議、年度末に協議会を開催し健康づくり を推進します。	健康課
1 社会 環境 整備	7 健康	20	子宮がん・乳がん検診	がんの早期発見・早期治療のため、がん検診を実施するととも に、正しい知識の普及を図ります。	・子宮がん、乳がん検診を実施します。休日検診を実施し、受診しやすい体制を整えます。 ・一定年齢の女性に対し、子宮がん・乳がん検診の無料クーポン 券及び検診手帳を配布します。 ・保育サービスを行う検診日を設け、育児中でも検診を受診しや すい体制を整えます。	健康課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
1 社会 環境 整備	7 健康	21	支援	妊娠届を受理し、母子健康手帳交付します。妊娠届を提出した 妊婦に14回、産婦人科医療機関で妊婦健診を行い、妊娠中の疾病 の予防・早期発見により安全な出産に備えます。また保健指導を 行い、母子保健サービスを紹介します。	・母子手帳交付(予定人数 2,200人) ・妊婦健診受診(予定延べ回数24,250回) ・窓口・電話相談を実施します。	子ども家庭課
1 社会 環境 整備	7 健康	22	思春期・青少年相談	20扇末滴の子ともとその保護者を対象に、子どもから大人へ移行する思春期において心身のパランスを崩しやすい青少年の非行、学業と進路、交友、男女交際、不登校、いじめなどの相談を受け付けます。	・面接、電話、メールでの相談受付を実施します。 (受付期間:月曜日から金曜日の9:00から17:00、メールは随 時)	子ども家庭課
1 社会 環境 整備	7 健康	23	青少年育成活動	街頭などにおいて、喫煙や怠業、交通マナーなど、青少年の不 良行為などに対して声掛けを行い、反省を促します。また、目に 見える不良行為にとどまらず、広く声掛けを行い、悩みを抱える 青少年などへの指導・助言を行います。	・街頭育成活動を実施します。 (長岡地域:300回、栃尾地域:60回)	子ども家庭課
1 社会 環境 整備	7 健康	24	介護予防事業	高齢者を対象に、介護予防のための事業(運動機能向上事業や 認知症予防事業など)を行います。	・二次予防事業として、通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業を、一次予防事業として運動機能向上事業・認知症予防事業・口腔機能向上等事業などを実施します。 ・地域において主体的に介護予防に取り組む団体やサポーターを支援します。	長寿はつらつ課
基	基本目標 2 あらゆる分野における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及を図る					
2 ワーク ライフ パ・ランス	8 広報	25	仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)や 男女共同参画の情報提供	市政だより、ホームページ、その他の媒体を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や男女共同参画関連の情報を提供します。	市政だより、ホームページ、その他の媒体を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や男女共同参画関連の情報を提供します。	広報課
2 ワーク ライフ パ・ランス	9 均等 機会	26	男女の均等な機会と待遇の 確保	雇用主や労働者を対象に、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律及び育児・介護休業法に基づく育児休業制度、介護休業 制度などを周知します。	・市内企業にアンケートを配布し、育児・介護休業取得状況、両 立支援に関する調査を実施します。	商業振興課
2 ワーク ライフ パ・ランス	10 職場 環境	27	ハラスメント防止セミナー	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどに関する人事担当者や企業の管理職を対象に、ハラスメント防止セミナーを開催します。	・ハラスメントにならない指導方法など、企業経営者や管理職を 対象としたハラスメント対策セミナーを実施します。	商業振興課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	10 職場 環境	28	働きやすい職場環境推進事 業	平成23年度に実施したアンケート調査結果に基づき、働きやすい職場環境づくりに向けたマニュアル作成などを行い、そのマニュアルを活用して企業に対して働きやすい職場環境に関する情報提供を行います。	クライフバランスセミナー内で紹介、活用を行うなど、マニュア	商業振興課
2 ワーク ライフ バ・ランス	11 女性 就業	29	再就職準備セミナー	ハローワークと連携し、子育てなどで職を離れた方を対象に、 再就職準備セミナーを実施します。	・結婚や出産・子育て、介護等により離職しブランクのある女性 を対象に、再就職に向けて一歩踏み出すきっかけとなるための 「再就職準備セミナー」を開催します。	市民活動推進課商業振興課
2 ワーク ライフ パ・ランス	12 地域	30	コミュニティ推進事業	地域活動の場で男女共同参画を推進し、男女がともに地域づく りをしていくため、コミュニティセンターでの男女共同参画関連 事業を実施します。	・シニア男性を対象にした男の料理教室をコミュニティセンター で実施します。	市民活動推進課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	12 地域	31	まちなかキャンパス長岡管 理・運営事業	市内の3大学1高専と連携し、多様化、高度化する学びのニーズやスタイルに対応できるよう、「まちづくり」「ひとづくり」「ものづくり」を基本に学びから実践に発展させるとともに、楽しく学びながら市民協働の主体となれる人材育成も担います。	・まちなかカフェ(47講座)、まちなか大学(12講座)、まちな か大学院(2講座)等を開催します。	生涯学習文化課
2 ワーク ライフ パ・ランス	13 子育 て	32	職員の育児・家事参加に関 する意識啓発	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員に対し、育児や家事 参加に関する職場全体の意識醸成や制度周知を更に推進します。	・休暇・休業制度や今年度から新設した「家事・育児・WLB」の日の周知を更に図ります。 ・出勤前後の時間における育児・家事参加を促進するため、時間外勤務の縮減に努めます。	人事課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	13 子育 て	33	ファミリー・サポート・セ ンター事業	「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助を行いたい方」(提供会員)が会員として登録し、相互援助活動を通して地域における子育てを支援します。	・会員養成講習会の開催(年3回) ・広報誌の発行(年1回) ・交流会、研修会の開催 ・援助活動(会員数1,200人、活動件数7,000件)を実施します。	子ども家庭課
2 ワーク ライフ パ・ランス	13 子育 て	34	こんにちは赤ちゃん訪問	未熟児・ 新生児訪問含む、生後4か月の乳児のいる全ての家庭 を訪問し、子育て支援の情報提供や保健指導を行います。	・生後28以内の新生児訪問:1,730件 ・生後4カ月までの乳児訪問(新生児訪問除く):1,000件 ・要継続支援家庭への訪問:150件 を実施します。	子ども家庭課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	13 子育 て	35	ブックスタート事業	絵本の読み聞かせを通した親と子のふれあいや絆づくりのきっかけとして実施します。生後6か月の赤ちゃん相談で、絵本を開く楽しい体験と一緒にメッセージを伝え、絵本1冊とオリジナルのアドバイス集を渡します。		子ども家庭課
2 ワーク ライフ パランス	13 子育 て	36	子育て家庭からの相談に対 する支援の充実	子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる環境を整備します。相談員は各地域の子育て支援センターなど、親子が集う場所に出向き、子育て中の親と膝を交えての相談・支援を行います。	・各地域の子育て支援センターへの訪問:90回 ・子育ての駅での相談会:30回 ・子育てのストレスマネジメント講座の開催:3回 ・子育て支援講座(NPプログラム)の開催:16回 を実施します。	子ども家庭課
2 ワーク ライフ パ・ランス	13 子育 て	37		子どもの成長と子育てを支援することを目的に、世代を越えた 交流や子育て支援の輪が広がる拠点施設として、子育ての駅を運 営します。子育てに関する情報提供や交流会、講座、子育て相談 などを行います。	・子育ての駅ちびっこ広場の運営 相談活動:23回、子育て講座の開催:21回、行事の開催:25回 ・子育ての駅千秋「てくてく」の運営 相談活動:22回、子育て講座の開催:15回、行事の開催:20回 ・子育ての駅ながおか市民防災センター「ぐんぐん」の運営 相談活動:28回、子育て講座の開催:15回、行事の開催:22回 ・子育ての駅とちお「すくすく」の運営(NPOに運営委託) 相談活動:24回、子育て講座の開催:12回、行事の開催:14回 を実施します。	子ども家庭課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	13 子育 て	38	親の子育て力をつける親育 ち事業	妊娠・出産に関する情報提供と、父親が育児の当事者であるという意識を高めるため、パパママサークルを開催します。また、子育てについて考えるきっかけとして「父と子のメモリアルカード」の利用促進を図ります。	・パパママサークルを実施します。 (沐浴実習、父親の妊婦体験、離乳食初期の調理実習。さいわい プラザ(沐浴9回、調理3回)、越路支所(沐浴4回)、中之島支所 (沐浴3回)、小国支所(沐浴1回)、三島支所(調理1回) 計21回)	子ども家庭課
2 ワーク ライフ バランス	13 子育 て	39	児童クラブの充実	児童の健全な育成と放課後の安全・安心な居場所づくりを推進するため、保護者や地域コミュニティと協力し、児童クラブの充実を図るほか、地域の実情に応じて児童クラブの整備をするとともに、大規模児童クラブの解消に取り組みます。	・児童クラブの運営(44か所)を行います。 (長岡地域28か所、中之島地域3か所、越路地域2か所、三島地域 2か所、小国地域1か所、和島地域1か所、寺泊地域1か所、栃尾地域4か所、与板地域1か所、川口地域1か所) ・放課後発達支援コーディネーターを配置します。 ・民間の放課後児童クラブへ運営費の補助を行います。 ・環境整備を行います。	子ども家庭課
2 ワーク ライフ バランス	13 子育 て	40	母子保健推進員活動	サークルへの支援活動を実施し楽しく子育てできるよう支援しま	400回 を実施します。	子ども家庭課
2 ワーク ライフ パ・ランス	13 子育 て		保育園における育児相談窓 口の充実	の内容の女宝を図ります	・子育て支援センター事業実施園(33園)をはじめ、事業を実施 していない園についても保育相談を実施し相談窓口の充実を図り ます。	保育課
2 ワーク ライフ パ・ランス	13 子育 て	42	多様なニーズに応じた保育 の実施	勤務の多様化や核家族化で悩みを抱えている保護者のため、延 長保育・休日保育・一時保育・病後児保育などの体制を整備し、 利用件数を増やします。	・延長保育(85園)、休日保育(4園)、一時保育(28園)、病 児・病後児保育(1施設、4園)を実施し、多様なニーズに応じ た保育体制の整備に努めます。	保育課
2 ワーク ライフ パ・ランス	14 介護	43	高齢者や介護者を地域全体 で支える体制づくりの推進	地域包括支援センターが核となり、地域住民や医療・介護・福祉・保健など、関係機関との連携を深め、高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりを推進します。	・地域の関係機関との連携をさらに深め、ネットワークを構築 し、住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスを適切に紹 介できるコーディネート機能を充実させます。	長寿はつらつ課
2 ワーク ライフ パ [*] ランス	14 介護	44	在宅介護者への支援の充実	在宅介護者の負担を軽減するため、支援金制度の創設や地域の ネットワーク活用など、在宅介護を地域で応援する仕組みをつく ります。	・在宅の要介護高齢者を常時介護する同居家族等に在宅介護者支援金を支給します。 ・在宅介護者の介護技術の向上や交流を図るための研修会を実施します。	長寿はつらつ課
基	本目	標	3 配偶者などか	らの暴力を根絶する【配偶者などからの暴力防	止及び被害者支援基本計画】	
3 D V 防止	15 DV 意識 啓発	45	DV防止の意識啓発の推進	講演会・学習会の開催や、チラシ・パンフレットの配布、中・高・高専・大学でのDV出前講座の開催、就学前家庭教育講座での保護者に向けた啓発活動などを行います。	・デートDV出前講座を実施します。 ・デートDV防止啓発パンフレットを増刷し、幅広い層に対して DV防止の意識啓発を図ります。	市民活動推進課
3 D V 防止	15 DV 意識 啓発	46	DVなど相談窓口の周知	D V 相談窓口を記載したカード・パンフレットを公共施設の窓口などに設置し、デートD V 講座や講演会での周知及び市政だよりによる相談事業の告知などを行います。	・カードやリーフレットを公共施設に設置するとともに、市政だ よりで出前相談室を周知します。	市民活動推進課 広報課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
3 D V 防止	15 D V 意識 啓発		D V 防止の意識啓発の推 進、相談窓口の周知(外国 籍向け)	多言語情報紙「コンニチハ長岡」(英語) / 「ニーハオ長岡」(中国語)や、ホームページ(英語)にDV相談窓口(男女平等推進センターやNPO法人の情報)を掲載し、周知を図ります。	・多言語情報紙(英語)(中国語)の発行(毎月) ・ホームページ更新 ・FM多言語放送(週1回、再放送有り)の実施	国際交流課
3 D V 防止	15 D V 意識 啓発	48	職場におけるハラスメント 相談への対応	職場におけるセクハラ・パワハラ被害や、人権侵害などについての相談対応を行います。	・仕事・職場の悩み専門相談(月2回)を実施します。	市民活動推進課
3 D V 防止	15 D V 意識 啓発	49	学校におけるセクシュア ル・ハラスメントの防止	学校において、児童生徒が受けるセクシュアル・ハラスメントを含め、人権教育に関する教職員の研修を充実し、意識啓発活動に取り組みます。	・全市立学校において、学校におけるセクシャル・ハラスメント を含めた人権に関する校内研修等を年1回以上実施します。	学校教育課
3 D V 防止	16 相談 保護	50	安全に安心して相談できる 体制強化	女性相談員が、ウィルながおか相談室及び支所地域の出前相談会場において相談対応を行います。民間の支援団体と連携しながら専門カウンセリングや付き添い支援、一時保護などを行います。	N P O法人と連携しながら、 ・ウィルながおか相談室(月~土、10時~17時) ・ウィルながおか出前相談室(各支所地域、月1回) を実施します。	市民活動推進課
3 D V 防止	16 相談 保護	51	相談従事者の研修の充実	女性相談員のための講座・研修会などへの参加や、スーパーバイザーによるケース検討会の実施により、相談従事者のスキルアップを図ります。	・相談員の研修等参加 ・ケース検討会の実施(定例月1回+必要に応じて) ・相談員の心のケアのための研修 を実施します。	市民活動推進課
3 D V 防止	16 相談 保護	52	配偶者暴力相談支援セン ター機能の整備	関連機関と連携し、DV被害者及び同伴の子どもなどの相談対応、一時保護や自立支援に関する情報提供の支援及び関係機関とのコーディネートなどの中心的役割を行います。	・配偶者暴力相談支援センター事業を実施します。(月~土曜 10:00~17:00、 ただし水曜のみ19:30まで)	市民活動推進課
3 D V 防止	16 相談 保護	53	外国籍の方のDV相談への 対応	外国籍のDV被害者に対して、相談初期の通訳支援または必要な機関への取り次ぎなどを行います。	・英語、中国語の相談員による生活相談の実施(月~金曜8:30~ 19:00、土・日曜9:00~18:30)	国際交流課
3 D V 防止	17 自立 支援	54	ひとり親支援家庭への支援	母子家庭などにおける経済的自立の支援と福祉の増進を図るため、高等技能訓練促進費など給付支給事業及び母子家庭自立支援 教育訓練給付金交付事業を行います。	・随時母子家庭の母及び父子家庭の父に対し面接を実施し、資格 情報等を提供します。	生活支援課
3 D V 防止	17 自立 支援	55	自立支援策の充実	児童扶養手当受給者を対象に、ハローワークと連携して「福祉 から就労」支援事業を実施し、経済的自立の促進を図ります。	・自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携しながら早期就 職を実現します。	生活支援課
3 D V 防止	18 連携	56	児童虐待対策関係機関との 連携	要保護児童対策地域協議会を活用して、関係機関と連携し、児童虐待とDVが関係しているケースに関しては適切に対応します。民間支援団体と協働して暴力根絶に向けての啓発活動を行います。	・要保護児童対策地域協議会で要保護児童の進捗管理 ・要保護児童対策地域協議会会議の開催(年13回) ・NPO法人と協働による民間企業の社員向け出前子育て講座の開催(8社)を実施します。	子ども家庭課
3 D V 防止	18 連携		高齢者虐待対策関係機関と の連携	高齢者相談の中のDV関連のケースに関係機関と連携し、適切に対応します。	・高齢者相談の中のDV関連のケースに関係機関と連携し、適切に対応します。	長寿はつらつ課
3 DV 防止	18 連携	58	障害者相談機関との連携	障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、障害者相談の中のDV関連のケースについて適切に対応します。	・障害者相談の中のDV関連のケースに対し、事実確認、個別ケース会議を随時おこない、対応します。 ・障害者虐待防止ネットワーク会議をおこない、関係機関との連携を強化します。	福祉課

基本目標	主要施策		事業名	内容	実施計画	推進課
3 D V 防止	18 連携	59	関係機関・民間支援団体と の連携・協力体制の強化	長岡市DV防止ネットワークの連携を強化し、関係機関同士の 顔の見える関係の中で、相談者に対して速やかで適切な対応をし ます。	・年 2 回程度、DV防止ネットワークを開催します。	市民活動推進課
3 D V 防止	18 連携		DV防止計画推進のための 体制づくり	通理解を図り、スムーズな連携体制を確立します。	・DV被害者支援庁内連絡会議を開催します。	市民活動推進課
基	本目	標	<u>4 男女共同参画</u>	の推進体制を充実する		
4 推進 体制 充実	19 庁内	61	男女共同参画審議会の開催	条例第25条に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に促進する上で必要な事項を審議します。	・男女共同参画審議会を開催します。(年一回)	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	62	男女共同参画施策に対する 苦情への対応	条例第24条に基づき、本市の男女共同参画施策に対する苦情へ の対応を行います。	・苦情の申出が提出された場合、苦情への対応を行います。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	63	基本計画の進捗管理と公表	条例第20条に基づき、各課事業などの施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、公表します。	・計画の実施状況をとりまとめ、ホームページ等にて公表しま す。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	64	男女共同参画に関する調 査・研究		・28年度の基本計画改定の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施します。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	65	男女共同参画政策推進会議 の開催	本市の男女共同参画施策について、全庁的な検討と理解促進を 図るため、必要に応じて政策推進会議を開催します。	・必要に応じて、政策推進会議を開催します。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	66	市職員への研修などの実施	市職員を対象に、男女共同参画や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・パランス)、DVの防止についての理解を深めるための研修などを実施します。	・企業トップ等を対象としたワーク・ライフ・バランス講演会や カップル・夫婦向けセミナー等を開催し、ワーク・ライフ・バラ ンスについての意識啓発を図ります。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	67	支所との連携の充実	地域における男女共同参画施策の拠点である支所との連携を緊密にして、協力して事業の実施や、必要に応じて情報共有及び課 題解決のための連絡会議などを行います。	・ウィルながおか出前相談室での連携(毎月連絡) ・フォーラム分科会での連携(1地域) を実施します。	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	19 庁内	68	コミュニティセンターの整 備	地域における拠点づくりを進め、地域活動の活性化を支援しま す。	・コミュニティセンターを整備します。 (千手コミュニティセンター整備)	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	20 市民	69	ウィルながおかの充実	条例第9条、17条及び18条に基づき、男女共同参画施策を推進するための拠点であるウィルながおかの機能の充実を図るとともに、ウィルながおか登録団体などの活動支援を行います。	・機能を充実し、登録団体との連携を図ります。(登録:30団体、連絡会議:年3回程度、活動紹介展示、ウィルながおかフォーラム登録団体イベント参加助成金:上限2万円、市民委託講座:1団体、委託料20万円)	市民活動推進課
4 推進 体制 充実	21 国県 等	70	国・県および周辺市町村な どとの連携	進します。	・国、県等の研修への参加など連携を図ります。 ・配偶者暴力相談支援センター等職員連絡協議会に参加し、県及 び周辺市との情報共有と連携強化を図ります。(年2回開催予 定)	市民活動推進課